

いばらきヘルスケアポイント事業実施要綱

目次

第1条	(目的)
第2条	(用語の定義)
第3条	(実施主体)
第4条	(事業の実施範囲)
第5条	(事業の対象者)
第6条	(事業への参加)
第7条	(事業所単位の参加)
第8条	(事業内容)
第9条	(ポイントの付与)
第10条	(ポイントの活用)
第11条	(健康づくり応援企業の登録)
第12条	(参加者の登録変更及び抹消)
第13条	(個人情報等の取扱い)
第14条	(その他)
附則	(施行期日)

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県民の健康寿命日本一の達成のため、本県の健康課題である働く世代のメタボリックシンドロームの改善や生活習慣病の予防を目的に実施する、いばらきヘルスケアポイント事業(以下「本事業」という)の実施に関し、必要な事項を定め、もって県民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)いばらきヘルスケアポイント事業

茨城県民の健康寿命日本一の達成のため、県民や企業が取り組む健康づくり活動（ウォーキングや健診の受診など）に対して、ポイントを付与し、景品やサービスなどのインセンティブと交換・応募できる仕組みを運用する事業をいう。

事業は、スマートフォン用のアプリケーションソフトウェア「元気アップ!りいばらき」(以下、「アプリ」という)、又はポイントシートを用いる。

(2)管理システム

アプリの参加者情報や付与ポイント等の管理を行う WEB システムをいう。

(3) 実施市町村等

本事業を県と連携して実施する市町村，又は団体をいう。

(4) 共同事業者

本事業者の実施にあたって，アプリ，管理システムの運用・保守や，事務局の運営等を委託する事業者をいう。

(5) 電子カード

県が定める「健康づくり活動」に取り組み，一定以上のポイント獲得した者に対してアプリ上で交付する「電子カード」をいう。

(6) 健康づくり応援企業

本事業の趣旨に賛同し，本事業の参加者にポイントを付与する事業者，並びに電子カードの提示者に特典(景品，サービス)を提供する県内の店舗，企業，施設等(以下「店舗等」という)をいう。

(7) 個人情報

個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし，生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日，住所，電話番号，連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。

(実施主体)

第3条 本事業は，茨城県及び共同事業者，実施市町村等が連携して行うものとする。

(事業の実施範囲)

第4条 本事業の実施範囲は，茨城県内とする。

(事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 茨城県の区域内に住所を有する者(以下，「県民」という)。

(2) 茨城県内に所在する法人組織の事業所のうち，本事業に参加意思のある事業所(以下「事業所」という)に所属する従業員(以下「県内在勤者」という)，又は学生(以下「県内在学者」という)。

(事業への参加)

第6条 本事業に参加を希望する前条各号に掲げる者は，アプリによる参加またはポイントシートによる参加のいずれか一方を選択するものとする。

2 本事業への参加を希望する県民は，次の各号のいずれかに該当する方法により参加の申込みを行うものとする。

(1) アプリによる参加

アプリのインストール後，利用規約に同意し，申込情報を送信した時点で，参加したも

のとする。

(2) ポイントシートによる参加

実施市町村等の窓口でポイントシートを受領し、利用規約（ポイントシート版）に同意のうえ、取り組んだ健康づくり活動をポイントシートに記録し、市町村窓口等へ提出した時点で参加したものとする。

(事業所単位の参加)

第7条 本事業の趣旨に賛同する県内の事業所等は、その事業主及び従業員の健康づくりの取組みのため、事業所単位による参加を行うことができる。

- 2 本事業への参加を希望する事業所は、(様式第1号)団体 ID 発行申込書により参加申込みを行うこととする。
- 3 県は、事業所の参加を承認した場合は、事業所へ団体 ID を付与するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、「いばらき健康経営推進事業所」に認定された事業所については、参加申し込みの提出がなくとも、団体 ID を付与できるものとする。

(事業内容)

第8条 県は、本事業の趣旨を県民、市町村及び店舗等又は団体等に周知し、本事業が円滑に進むように努めるとともに、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 本事業全般の運営及びその見直しに関すること。
 - (2) 県内の店舗等に対し、本事業への協力を依頼すること。
 - (3) 店舗等の健康づくり応援事業への登録に関すること。
 - (4) ポイント付与対象のイベント等の登録に関すること。
 - (5) 景品の抽選等、インセンティブ付与に関すること。
 - (6) 本事業についての情報提供に関すること。
 - (7) その他本事業を推進するために必要なこと。
- 2 実施市町村等は本事業の趣旨を当該市町村内の住民、店舗等及び団体に周知し、本事業が円滑に進むように努めるとともに、次の各号に掲げることの実施に努めるものとする。
- (1) 本事業の周知に関すること。
 - (2) 店舗等に対し、健康づくり応援企業の登録など協力を依頼すること。
 - (3) 健康づくり応援企業の名称及び特典等について、周知に努めること。
 - (4) ポイント付与対象のイベント等の登録に関すること。
 - (5) その他本事業を推進するために必要なこと。

(ポイントの付与)

第9条 本事業におけるポイントは、別表1、2に掲げる活動を行った事業参加者に対して付与する。

- 2 ポイントは第3者に譲渡することはできないものとする。
- 3 取得したポイントの有効期限は、毎年12月末日までとする。

(ポイントの活用)

第10条 本事業において参加者が獲得したポイントの活用は、別に定める。

(健康づくり応援企業の登録)

第11条 健康づくり応援企業の登録に関して必要なことは、「健康づくり応援企業募集要項」に定める。

(参加者の登録変更及び抹消)

第12条 県は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加登録を変更又は抹消することができる。

(1)参加者から退会の申出があった場合。

(2)第5条第1項第1号に掲げる者のうち、県外転出や死亡等により、県民でなくなった場合。

(3)第5条第1項第2号に掲げる者のうち、県外転勤や退職、死亡等により、県内在勤者又は県内在学者でなくなった場合。

(4)1年以上継続して、本事業のサービスを利用しなかった場合。

(5)その他、県が必要と認めた場合。

2 県は、前項に基づき参加登録を抹消するときには、やむを得ない事情がある場合を除き、当該参加者にその旨を通知するものとする。

3 県は、次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、利用者への通知なく参加登録を抹消することができる。

(1)参加者がいばらきヘルスケアポイント事業利用規約等に違反した場合。

(2)参加者が登録した参加者情報に虚偽の内容が含まれる場合。

(3)県がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合。

4 簡易な参加者情報の変更は参加者が行うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第13条 本事業で収集した個人情報の取扱いについては、「いばらきヘルスケアポイント事業利用規約」「いばらきヘルスケアポイントプライバシーポリシー」で定める。

2 共同事業者は、本事業で収集した個人情報の管理に当たっては、県の求めるセキュリティ基準に基づいて、そのセキュリティ保護をおこなわなければならない。

3 共同事業者は、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年条例第1号)、茨城県情報公開条例(平成12年条例第5号)及び契約の特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

(別表1) 健康づくり活動

区分	活動	内容	ポイント
運動	ウォーキング	歩数を自動計測。3,000歩から付与開始。※1	3/1,000歩
	ウォーキングコース	アプリ上で表示するウォーキングコースの利用	3/km
	ランニング	ランニングの走行時間を自動計測※2	6/10分
	サイクリング	サイクリングの走行時間を自動計測※2	6/10分
	サイクリングスタンプラリー	アプリ上で表示するサイクリングコースに設置されたチェックポイントの巡回	3/km
	シルバーリハビリ体操	シルバーリハビリ体操教室への参加※3	10/回
健康	イベント(健康)	自治体や団体が主催する健康イベント(健康教室や講演会など)への参加	30/回
	健診	健診の受診	300/回
	がん検診 (胃・肺・大腸・子宮・乳)	胃がん・肺がん・大腸がん, 子宮がん, 乳がん検診の受診	各50/回
	特定保健指導 (初回・終了)	特定保健指導の初回指導と終了時指導への参加	150/回
	体重	毎日の体重の入力	2/日
	血圧	毎日の血圧の入力	2/日
	禁煙	毎日の喫煙・禁煙記録	1/日
食生活	野菜摂取	野菜摂取質問への回答	1/日
	適塩	適塩質問への回答	1/日
コミュニケーション	交流	身近な交流相手の記録	1/日
	イベント (社会参加)	自治体・団体が主催する社会参加イベント(各種講演会・行事)への参加	20/回
その他	各種ミッション等	期間限定のミッションを達成	50/回
	その他活動	健康増進, 社会参加に資する活動	適宜設定

※1 ポイントの加算は、12,000歩まで。 ※2 上限50分。 ※3 年24回まで。

(別表2) 健康づくり応援企業メニュー

活動	内容	わらポイント※
健康づくり応援企業	スポーツ関係のサービス(フィットネス, ゴルフ, その他スポーツ)を提供する企業・施設のサービスの利用	1/回
ヘルシーメニュー・ヘルシー弁当	ヘルシーメニューの飲食, ヘルシー弁当の購入	1/回

※ 別表1のポイントとは別の景品が当たるポイントです。

(様式第1号)

年 月 日

茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課長 殿

申込者名

団体 ID 発行申込書

このことについて、事業所単位での参加をしたいので、本書のとおり申し込みます。

1 申込団体情報

事業所(団体)名※	
代 表 者 名	
住 所	
電 話 番 号	

※アプリで表示される名前になります。事業所(団体)名以外は公表されません。

2 この申込書の記載責任者及び連絡先

氏名(ふりがな)	
所 属	
住 所※	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l ※	

※団体 ID の送付先となります。どちらかを必ずご記入ください。